

再開発促進地区における拠点整備基本構想策定業務の公募型プロポーザルに関する質問内容と回答

No	質問項目	質問内容	回答内容
①	業務実績の要件について	「公募型プロポーザル参加表明書等評価要領」の2(1)①ア) a について、庁舎単体の整備に係る基本構想・基本計画は該当するのでしょうか？	参加表明書等評価要領の2(2)①ア)の業務実績 a については、官公庁の庁舎単体の整備に係る基本構想・基本計画は不可とし、広場や関連公共施設を含む拠点整備に関する基本構想・基本計画の策定業務を対象とします。 また、鉄道駅についても、駅舎単体の整備に係る基本構想・基本計画は不可とし、駅前広場などを含む駅周辺区域の整備に関する基本構想・基本計画に限るものとします。
②	企画提案書のテーマについて	「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」の2(1)②について、「業務対象区域C-1-2において誘導すべき・・・」とありますが、これは当該区域の中のある区画を想定または指定した上で提案させていただくのでしょうか？それとも、特に区画の想定・指定は必要ないのでしょうか？	企画提案書のテーマの1つである業務対象区域C-1-2における「誘導すべき機能・施設、事業スキームに関する考え方、駅前拠点整備にあたっての空間構成イメージ」については、C-1-2区域において核となる区域を想定して作成してください。発注者側で核となる区域は指定しませんので、応募者で独自に設定してください。 なお、公募型プロポーザル説明書にも記載のとおり、市は本件基本構想の策定にあたって企画提案書等を尊重しますが、拘束されるものではありません。